

注) 下記は行政書士に依頼する場合の必要書類です。実際には申請書や図面も必要になります。

■ 飲食店営業許可申請における必要書類

- ① 営業者の住民票の写し（本籍地記載のもの・個人番号は未記載のもの）
※ 外国籍の方も必要
- ② 店舗の賃貸借契約書のコピー
- ③ 食品衛生責任者の手帳もしくは調理師免許証
- ④ 店舗の水質検査成績書のコピー ※大家さんより取得
- ⑤ 店舗の簡易的な図面（不動産の募集図面でも可）

【法人の場合は上記に加え、下記追加】

- ⑥ 履歴事項全部証明書

■ 深夜酒類提供飲食店営業開始届における必要書類

- ① 営業者の住民票の写し（本籍地記載のもの・個人番号は未記載のもの）
- ② 顔写真付身分証明書の写し（運転免許証など）
- ③ 店舗の賃貸借契約書の写し（内容によっては、使用承諾書も必要）
- ④ メニュー表（料金表）
- ⑤ 飲食店の営業許可書の写し

【法人の場合は上記に加え、下記追加】

- ⑥ 履歴事項全部証明書
- ⑦ 定款の写し
- ⑧ 役員全員の住民票の写し（本籍地記載のもの・個人番号は未記載のもの）

■ 決めておいてほしい事項

- ① 店名
 - ② 食品衛生責任者
 - ③ お店の固定電話番号
 - ④ カラオケ・スピーカー・モニターの設置場所
- ※ お店に固定電話を置かない場合、携帯番号でも構いません。